

31川環廃第912号

令和元年10月9日

公益財団法人 神奈川県産業資源循環協会
会長 様

川崎市環境局長
齊藤 浩二



PCB 使用安定器の掘り起こし調査に係る周知・協力について（依頼）

平素より、本市における廃棄物の適正処理推進に御協力を賜り、厚く御礼いたします。

さて、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）含有電気機器等を川崎市内で保管・使用している事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法（「以下 PCB 特措法」という。）に基づき、川崎市への毎年の届出と期限内処理等が義務付けられております。

しかしながら、川崎市内では報告がされていない PCB 廃棄物及び PCB 使用製品が存在すると考えられることから、未処理の PCB 使用製品等の有無を網羅的に調査するため、自家用電気工作物設置者を対象とした「PCB 含有電気機器の保有に関する調査」及び登記簿で種別「居宅」以外かつ PCB 含有電気機器等が使用された可能性のある登記年次が昭和 53 年以前の物件所有者を対象とした「PCB 使用照明器具（安定器）に関する調査」（以下「掘り起こし調査」という。）を実施いたします。

掘り起こし調査を実施するにあたり、知見を有した貴団体及び貴団体会員に対して、調査対象者から相談等で連絡が入ることが想定されます。

貴団体におかれては、以前より PCB 廃棄物の適正処理推進について多大なる御協力をいただいていたところですが、PCB 含有安定器の適正処理のさらなる加速化に向け、貴団体の所属会員に対して、PCB 使用の有無に係る調査に積極的に御協力いただき、PCB 廃棄物の処分委託の促進に御協力いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

御多忙中のところ誠に恐縮ですが、趣旨について御理解をいただき、PCB 廃棄物等の期限内処理に御協力をいただきますよう、よろしく御礼いたします。



【問合せ先及び参照先】

① 高濃度PCB廃棄物の処理について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）へのPCB廃棄物登録等について

JESCO PCB処理営業部 登録担当

TEL 03-5765-1935

JESCO ホームページ

<http://www.jesconet.co.jp/>

② 低濃度PCB廃棄物の処理について

環境省関連ウェブサイト（低濃度PCB廃棄物等の処理について）

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/processing.html>

③ 照明器具のPCB使用有無に係る判定方法について

（一社）日本照明工業会

TEL 03-6803-0685

日本照明工業会ホームページ（PCB使用照明器具に関する情報）

<http://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

④ PCB特別措置法に基づく届出等の手続きについて

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 PCB対策担当 木村・金刺

TEL 044-200-0158

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013630.html>

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

PCB対策担当 木村・金刺

TEL 044-200-0158

FAX 044-200-3923

E-mail 30haiki@city.kawasaki.jp